

静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。以下「条例」という。）第17条第2項の規定により、条例に違反する屋外広告物を掲出する物件の除却について、次のとおり公告する。

令和2年8月28日

静岡県知事 川勝平太

1 条例に違反する屋外広告物を掲出する物件

(1) 設置の場所

田方郡函南町平井字山神前1439番2付近

(2) 種類

野立て広告物を掲出する物件

(3) 違反内容

条例第3条の規定に違反

2 1の屋外広告物を掲出する物件を設置し、若しくはこれを管理する者は、令和2年9月14日までにこれを除却すること。

3 2で定める期限までに除却されない場合は、条例第17条第2項の規定により静岡県が除却する。